

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	被保険者に対する不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 65 条第 1 項		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	民法(明治 29 年法律第 89 号)第 704 条	
	基 準	<p>1 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けたとき。</p> <p>○同法第 65 条第 1 項 その給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>◎偽りの不正行為とは、刑法上の詐欺罪その他の犯罪を構成する行為に限らず、社会通念上、不正行為と認められる行為をいう。</p> <p>◎保険給付を受けた者とは、被保険者であると否とを問わない。</p>	
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			